

令和5年3月24日

社会福祉法人豊橋市福祉事業会

## 一般事業主行動計画（第6回）

職員が仕事と子育てを両立させることができ、職員全員が働きやすい環境を整備することによって、すべての職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和5年4月1日～令和8年3月31日

2. 内 容

目標1：年次有給休暇の取得率を平均して70%以上を目指す。

<対策>

年次有給休暇の取得率を半期ごとに把握し、取得に向けて職員に対し啓発活動を図る。

目標2：産前産後休暇や育児休業中の職員に対し、育児休業給付金、育休中の社会保険料免除など制度の周知を図り、復帰に向けての情報提供を行う。

<対策>

産前産後休暇や育児休業中の職員に対し、リーフレットを配布するなどし、育児休業給付、社会保険料の免除制度、その他法人の情報を提供し、復帰に向けて援助する。

目標3：出産や子育てで退職した職員のカムバック採用制度の周知

<対策>

出産や子育てで退職した職員を対象に、制度の周知を行う。

目標4：男性職員の育児休業・出産補助休暇・育児参加休暇の取得の推進。介護休業取得の推進。

<対策>

スムーズに安心して育児休業及び育児に関する特別休暇、介護休業を取得できるように体制を整備していく。

目標5：子どもが両親などの働いているところを見ることができる「子ども参観日」の実施。

<対策>

小学生から中学生を対象に、「子ども参観日」を設け実施する。